

五	四	三	二
募入決定の	発行方法	用振等替行の法項の適	法律條項の根拠

十 三	十 二	九	八	七	六
	一				
	発	振	額	最	払
の 経 利	発	替	低	込	發
払 過	行 行	額	額	金	法
込 利	価	単	面	金	行
み 子 率	格 日	位	金	額	額

$$\frac{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

出百発平す額の振
し円行成るの記替
たに対二。整載法
金つ象十数又の
額き国七倍は規
、債年の記定
次ご七金録に
のと月額はよ
算に二に、る
式、十によ最振
に額八る低替
よ面日も額口
り金の面座
算額と金簿

五三五額割さ
万五千面りい
円三四訳金當
千百へ額ての
円九別でか
十表四。ら
七の千その
億と九百應
七百八募額
千七十七
百二十億
二二二十円

利象各準入償償
回国発と札還還
り債行すの金期
の対る基額限

利
子

訂年均買業七銘額（各行各日日う算と發第
正七值參協年柄面別對發じにに。式し行十る金受居にあ者債乗金にの口る
さ月の考会七毎金表象行）。支當たに、対号。額け住よるがをじ額よに座も
れ二單統が月の額の國債象の國債の利率/ $100 \times 1 / 2$
た十利計發二基百と
場四利值表十準円お
合日回表し四利にり
に午りにた日回つ
は前へ掲公付はき
、九平載社で、百
訂時成さ債日平円
正以二れ店本成
後前十た頭証二
のに七平売券十

る者り場非發たにりつにの
を所又算合居行金百算い記と
控得は出に住時額分出て載し
除税外しは者にへのしは又て
すの国た、又おた二た、は振
る税法金前はいだ十金前記替
こ率人額記外てし・額記録口
とをがに（一）國取、三か（一）さ座
が乗適當の法得当一らのれ簿
でじ用該算人す該五當算る中
きたを非式である國を該式もの

十八十九二十十九十八
元利金支
利場所参加
利回りとする。

払者入札期日
利場所参加
利回りとする。

財務大臣から通知を受けた者
日本銀行利回りとする。

(別表)

利率(年)

償還期限

(発額面行金額)

利 第二付 五十国 十年庫 四債 回券)	利 六第十付 回三年国 百庫 三債券 十券	利 四第十付 回三年国 百庫 三債券 十券	利 二第十付 回三年国 百庫 三債券 十券	利 回第十付 ~三年国 百庫 三債券 十券	利 回第十付 ~三年国 百庫 三債券 十一券	利 第十付 三年国 百庫 十債券 回~)	名称及び記号
二 ・ 二 %	○ ・ 五 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %	○ ・ 八 %	○ ・ 八 %	一 ・ ○ %	利率(年)
十年平 日十成 二三 月十 二三	十年平 日十成 二三 月十 二六	日年平 六成 月三 二十 十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	日年平 九成 月三 二十 十五	日年平 九成 月三 二十 十二	日年平 九成 月三 二十 十二	償還期限
二十一 億円	七十五 億円	円百八十四 億円	四十五 億円	五百五 億円	六千億六 円百五十	億八 円百六十一	(発額面行金額)

利 第二付 百十国 十年庫 八~債 回券	利 第二付 百十国 十年庫 五~債 回券	利 第二付 百十国 九年庫 回~債 券	利 第二付 百十国 四年庫 回~債 券	利 第二付 百十国 三年庫 回~債 券	利 第二付 九十国 十年庫 四~債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 六~債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 三~債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 一~債 回券	利 第二付 八十国 十年庫 回~債 券	利 第二付 六十国 十年庫 七~債 回券	利 第二付 五十国 十年庫 六~債 回券
二 ・ ○ %	二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	二 ・ ○ %	二 ・ 一 %	二 ・ 九 %	二 ・ ○ %
日年平 六成 月四 二十 十二	十年平 日十成 月四 月十 二一	日年平 三成 月四 二十 十一	六平 月成 二四 十 日年	六平 月成 二四 十 日年	日年平 三成 月三 二十 十九	日年平 三成 月三 二十八	日年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十 十四
億五 円百 六 十九	十 億 円	百 七 億 円	五 十七 億 円	億二 円百 四十 五	円百 四 十五 億	二 十一 億 円	七 十四 億 円	三 十三 億 円	四 四十 億 円	九 十九 億 円	五 億 円

利
回第二付
百十国
二年庫
十債
二券

一
•
八
%

日年平
九成
月四
二十
十二

億二
円百
三十
五